

令和3年1月10日

神田町会の皆様へ

庄内地区神田町会
町会長 渡邊幸夫

新型コロナウイルス「特別警報Ⅱ」発出に係る地区、
町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しており1月7日に東京都、神奈川・埼玉・千葉県に緊急事態宣言が発令されました。松本市においても年末年始にかけて感染者が急増し、1月8日、県の感染警戒レベルが5「特別警報Ⅱ」に引き上げられました。また当日、松本市の対策本部会議が行われ、以下の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 県からの要請（一部抜粋）

- (1) 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します。
- (2) 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します。

2 市の対応について（1月8日から1月21日まで）

- (1) 県からの要請を受け、防災行政無線、松本安心ネット、SNSやマスコミ等を通じて市民の皆様へ呼びかけます。また、本市が感染拡大地域であることから、本市から他地域への不要不急の往来は自粛していただくよう広く市民へ呼びかけます。

(2) 市有施設の対応について

感染した場合に重症化が危惧される高齢者や基礎疾患のある方の感染リスク等を考慮し、福祉ひろばと地区公民館の対応については、以下のとおりとします。

- ・福祉ひろばは、開館し、相談業務は行うが、事業は中止とする。
- ・地区公民館は、開館するが、高齢者向け事業は中止とする。貸館は、既予約者に感染予防対策の徹底について注意喚起し、利用していただく。ただし、新規の貸館受付業務は行わない。

(3) イベント及び会議の対応について

市主催の対面式の会議、説明会及びイベントは、原則中止、又は延期とします。

(4) 配布文書について

2月1日発行の広報まつもとをはじめとする文書配布については、お願いする予定ですが、市の文書については、必要最小限とする予定です。

3 神田町会の対応について

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

人が集まる会議やイベントは、感染者がいた場合に集団感染になる可能性が高まること、地区・町会の集まりは、リスクの高い高齢者が多く集まることから、まず不要不急の会議や事業は、開催時期を見直していただくほか、会議については、書面で開催するなど、人と人の接触を最小限にさせていただくようご検討ください。また、会食については、今一度ご検討いただき、実施する必要がある場合は、大人数・長時間を避け、改めて万全の感染予防対策を行っていただくようお願いいたします。特に年末年始において感染拡大地域からの帰省者と接触している方もいる可能性もあるため、会議、イベント等への強制参加等をしないようお願いいたします。

(2) 配布文書について

急を要する文書以外は、できる限り次回にまわすなど、ご検討ください。

(3) 交通災害共済会員の加入取りまとめについて

交通災害共済会員の加入取りまとめについて、加入申込書等の書類は、2月にて組長さん経由で配布します。加入取りまとめをする組長さんは、感染防止対策をしていただき、申込書と合わせてご案内文書を確認のうえ、取りまとめをお願いします。

神田町会の皆様には十二分に健康に留意いただき、新しい年をお過ごしいただきますよう祈念申し上げます。理事会も新年度に向けての準備を進めておりますが、警戒レベル3になるまでは、表記行政からの依頼を順守して進めてまいります。ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。